

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 8 年 3 月 3 日（令和 8 年（行情）諮問第 2 5 4 号）

答申日：令和 8 年 6 月 2 4 日（令和 8 年度（行情）答申第 2 5 6 号）

事件名：「令和 2 年度研究大綱について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の 2 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 2 年 6 月 2 6 日付け防官文第 9 8 0 3 号及び令和 3 年 6 月 1 日付け同第 9 8 2 5 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分 1」及び「原処分 2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書 1（原処分 1 について）

アないしオ （略）

（2）審査請求書 2（原処分 2 について）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「H 3 1 年度研究大綱について（通達）」（2 0 1 9． 4． 2 6－本本 B 2 1 1）の最新版。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 2 年 6 月 2 6 日付け防官文第 9 8 0 3 号により、本

件対象文書の1ページのみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和3年6月1日付け同第9825号により、本件対象文書の1ページを除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年7か月及び約4年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和8年3月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月16日 | 審議 |
| ④ 同年6月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1ないし3及び5の不開示部分について

ア 当該不開示部分には、海上自衛隊の防衛構想又はこれに資するための研究に関する具体的かつ詳細な情報が記載されていると認められる。

イ 当該部分（別紙の2に掲げる部分を除く。）は、これを公にすることにより、作成時点における自衛隊の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある旨の諮問庁の上記第3の2及び別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

ウ そうすると、当該部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、別紙の2に掲げる部分については、当該部分に記載された情報は、処分庁に対して行われた同旨の開示請求に係る諮問事件において開示された文書において、既に開示されている部分と同旨の情報であると認められる。

そうすると、当部分を公にしても、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいえないため、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の番号2及び4の不開示部分について

ア 当該不開示部分には、海上自衛隊の将来態勢に関して、組織編成に係る具体的な情報が記載されていると認められる。

イ 当該部分は、これを公にすることにより、作成時点における海上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある旨の諮問庁の上記第3の2及び別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

ウ そうすると、当該部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件対象文書

令和2年度研究大綱について（通達）（幹校運第109号。令和2年3月30日）

2 開示すべき部分

（1）4ページの不開示部分の全て

（2）11ページの1つめの表中、「研究の方針」の欄中、「1」の項目に係る不開示部分のうち、1行目の後ろから1文字目ないし9文字目の不開示部分並びに2行目及び3行目の不開示部分全て

（3）11ページの1つめの表中、「研究の方針」の欄中、「3」の項目に係る不開示部分の全て

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2 ページから 4 ページまでのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の作成した防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	6 ページ及び 9 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の作成した防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察されるとともに、海上自衛隊の将来態勢に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	7 ページの一部	防衛省・自衛隊の作成した防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察されるとともに、防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	9 ページ及び 10 ページのそれぞれ一部	海上自衛隊の将来態勢に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

5	1 1 ページ及び 1 3 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の作成した防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察されるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
---	--------------------------	--